地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標(素案)策定のポイント

- 1 中期目標とは
 - ・地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
 - ・地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準
- 2 策定のポイント

第1期中期目標の概要 (H22~H26)

- 〇県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 1 地域医療、高度・専門医療の提供
 - (1) 地域医療の提供
 - (2) 高度・専門医療の提供
 - (3) 災害医療の提供
 - (4) 医療観察法への対応
- 2 5病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献
 - (1) 5病院のネットワークを活用した医療機能の向上
 - (2) 地域の医療機関との連携
- 3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供
- (1) より安心で信頼できる医療の提供
- (2) 患者サービスの一層の向上
- (3) 地域との協力体制の構築
- 4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献
 - (1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実
 - (2) 医療に関する調査及び研究
 - (3) 看護師養成所の運営
- 〇業務運営の改善及び効率化に関する事項(柔軟で自律性の高い組織 の構築)
 - (1) 組織運営体制の構築
 - (2) 経営体制の強化
 - (3) 業務運営の改善

第1期からの状況の変化・課題等

- ○第6次保健医療計画の策定(H25~H29)
- ○<u>医療・介護サービスの提供体制改革(医療介護総合確保推進法)</u> (医療提供体制改革、在宅医療・介護の連携による地域包括ケアシ ステム構築など)
- 〇地域医療機関や患者と家族を取巻く様々な関係機関との連携促進 (市町村、福祉機関、NPO、ボランティア団体など)
- 〇県内医療水準の向上に向けた取組(信州型総合医の養成、信州木曽 看護専門学校開校、研修センターの充実・強化)

第2期中期目標(案)のポイント(H27~H31)

病院運営の継続性に配慮し、第 1 期中期目標を基本とした上で、その評価 結果を踏まえるとともに、**状況の変化や課題等に対応した目標を策定**(下 線部)

- 〇県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 1 <u>医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた</u>地域医療、高度・専門 医療の提供
 - ・<u>今後進んでいく医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえ、病院機構5病院が自らの立ち位置をしっかり確立した病院経営の下、求めら</u>れる地域医療、高度・専門医療を提供
 - ・地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進
 - 医療における ICT 化の推進
- 2 地域の医療、保健、福祉関係機関等との連携
- ・地域医療機関との機能分担と連携の強化
- ・市町村、<u>児童相談所</u>等関係機関、NPO 等と、<u>児童虐待、母子保健、予防医療から退院後の支援など幅広い分野での連携</u>による患者・家族への支援の取組
- 3 人材の確保・育成と県内医療水準の向上への貢献
- ・積極的な医療従事者の確保と育成
- ・県内医療に貢献する医師の育成と定着への支援(信州型総合医など)
- ・県内医療従事者を対象とした研修の実施
- ・研究機能の向上
- 4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供
- 〇業務運営の改善及び効率化に関する事項(引き続き柔軟で自律性の高い 組織の運営)
 - ・仕事と子育ての両立など多様な働き方の支援
 - 経営力の強化
 - ・年度計画と進捗管理
 - ・情報発信と外部意見の反映
 - 3 今後のスケジュール

○9月上旬 第3回地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会で

第2期中期目標素案審議

○9月中旬~10月中旬 パブリックコメント実施

〇10 月下旬 第4回評価委員会で第2期中期目標案に対する意見聴取

〇11月 県議会へ議案提出



地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標 (素案)

	第1期中期目標	第2期中期目標素案	考え方等
前文	(略)	前文 (略)	
	目標の期間	第1 中期目標の期間	
平成224	4月1日から平成27年3月31日までの5年間	平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間	
第2 県民	に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
	機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等に 県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。	病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。	
1 地域图	療、高度・専門医療の提供	<u>1 医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた</u> 地域医療、高度・専門医療の提供	・今後更に進行していく高齢化、高齢者人口の増加と、それに対応しようとする医療制度改革という大きな流れの
	域医療の提供	(1) 地域医療の提供	中で、病院機構5病院が自らの立ち位置をしっかり確立
7	・地域医療の提供(須坂、阿南、木曽病院) ・地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。	ア 地域医療の提供(須坂、阿南、木曽病院) 地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。	し、病院経営に当たることが求められることから、「医療・
	地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。 へき地医療の提供(阿南、木曽病院)	地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。 イ へき地医療の提供(阿南、木曽病院)	介護サービスの提供体制改革を踏まえた」を追加。
	へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への 巡回診療を行うこと。また、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。		
-	介護老人保健施設の運営 地域医療を補完するため、阿南、木曽介護老人保健施設の運営を行うこと。	ウ 介護老人保健施設の運営 地域医療を補完するため、阿南、木曽介護老人保健施設の運営を行い、適切なサービス	
		の提供に努めること。	
		新 (2) 地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進	・在宅医療(訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導等)を推
		高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療 (訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導等)を積極的に推進すること。	進し、地域包括ケアシステムでの役割を果たすため、第 1期では「地域医療の提供」に含まれていた在宅医療を 取り出し、項目を新設。
<u>(2)</u> 류	度・専門医療の提供	<u>(3)</u> 高度・専門医療の提供	
7	感染症医療の提供(須坂病院) 県内唯一の第一種感染症指定医療機関、結核指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院 として、 <u>県の感染症対策の一翼を担い、その役割を果たすこと。</u>	ア 感染症医療の提供(須坂病院) 県内唯一の第一種感染症指定医療機関、結核指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院 として <u>高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など県が行う感染症</u> 対策と連携した役割を果たすこと。	・「県の感染症対策の一翼を担い」を具体的な表現に修 正。
	精神医療の提供(こころの医療センター駒ヶ根) 県の政策的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を <u>充実し</u> 、児童思 春期精神疾患の専門医療及びアルコール・薬物依存症の <u>入院専門医療を提供すること</u>	イ 精神医療の提供(こころの医療センター駒ヶ根) 県の政策的・ <u>先進的</u> な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を <u>着実に</u> 実施するとともに、児童思春期精神疾患及びアルコール・薬物依存症 <u>等の専門医療を積極的に行うこと。</u>	・現状の24時間365日体制の精神科救急・急性期医療を 着実に実施していくことが求められている。さらに、精神 科単科の県立病院として、積極的な専門医療の提供が 求められていることから追加・修正。
		<u>医療観察法(※)に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。</u> (※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)	・医療観察法に関する項目の削除により、内容をここに記載。
,	高度小児医療、周産期医療の提供(こども病院) 県における高度小児医療を担う病院として、二次医療圏では対応できない高度な小児医療及び救急救命医療を提供すること。 「総合周産期母子医療センター」は、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。	できない高度な小児医療及び救急救命医療を提供すること。	・二次医療圏では対応できない高度な小児医療、救急救命医療を提供していくため、さらに診療機能の充実を図っていく必要があるため追加。
=	がん診療機能の向上(須坂、阿南、木曽、こども病院) 県立病院のがん診療機能の向上を図ること。	エ がん診療機能の向上(須坂、阿南、木曽、こども病院) <u>がん診療連携拠点病院との連携を強化するなど、</u> 県立病院のがん診療機能の向上を図 ること。	・県立病院のがん診療機能の向上を図るため、がん診療連携拠点病院との連携をさらに進めていく必要があるため追加。
(3) 5	害医療の提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。また、木曽病院は木曽地域 (二次医療圏)における災害拠点病院としての役割を果たすこと。	(4) 災害医療等の提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。また、木曽病院は木曽地域 (二次医療圏)における災害拠点病院としての役割を果たすこと。 電子カルテシステムのバックアップを構築するなど、災害時に必要な医療を確実に提供で きる体制を整えること。 新型インフルエンザ等発生時には、県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき率 先してその責任を果たすこと。	・災害時の医療提供体制を充実させる必要があるため追加。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、県立病院は率先して役割を果たす必要があるため追加。

地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標 (素案)

第1期中期目標	第2期中期目標素案	考え方等
(4) <u>医療観察法(※)への対応</u> こころの医療センター駒ヶ根を、医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、その運営を行うこと。 (※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)	(削除)	・(3)のイ「精神医療の提供」に記載。
	(5) 医療におけるICT(情報通信技術)化の推進 他の医療機関と連携した遠隔医療を行うなど、ICTを活用し医療サービスの質の向上を 図ること。	・第1期では 3の(1)のエ「電子化の推進」として項目立て。 電子カルテシステムの導入が進んだことから、項目名等 を修正。
2 5病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献	2 地域における連携とネットワークの構築による医療機能の向上	・第1期の課題であった5病院の連携の取組は進んでいることから、「地域における連携」に重点を置いた項目名
(1) 5病院のネットワークを活用した <u>医療機能の向上</u>		に修正。
ア 県立病院間の診療協力体制の充実強化 各県立病院の特長を活かした相互協力体制を <u>構築する</u> こと。 県立病院間における医師等の派遣などにより、医療供給体制の充実を図ること。		
イ 情報の共有化と活用 各県立病院が保有する情報を共有できるネットワークシステムの構築を進め、各種データ を活用して医療機能の向上を図ること。なお、システム構築に当たっては、セキュリティの 確保に十分な配慮をすること。		
(2) 地域の医療機関との連携等	(1) 地域の医療、保健、福祉関係機関等との連携	・地域医療機関の他、第1期の3の(3)に記載していた市町村等や新たに福祉機関等を加え、連携について項目立
ア地域の医療機関との連携	ア 地域の医療機関との連携	τ.,
地域との連携体制を強化し、他の医療機関との機能分担を進めて、 <u>患者紹介・逆紹介を</u> <u>積極的に行うなど、</u> 県立病院の持つ医療機能を効率的・効果的に提供できる体制づくりを 進めること。	地域との連携体制を強化し、他の医療機関との機能分担を進めて、県立病院の持つ医療 機能を効率的・効果的に提供できる体制づくりを進めること。	・・患者紹介・逆紹介は、通常の診療の中で当然行うべきことであるので、目標には記載しないことで整理。
イ 地域の医療機関への支援 各県立病院の持つ人的・物的な医療資源を活用した地域医療機関への支援体制を充実 させ、地域医療全体の機能向上を図ること。	イ 地域の医療機関への支援 各県立病院の持つ人的・物的な医療資源を活用した地域医療機関への支援体制を充実 させ、地域医療全体の機能向上を図ること。	
	ウ 地域の保健、福祉関係機関等との連携の推進 市町村、保健所、児童相談所等の関係機関、NPO等と連携し、児童虐待への対応、母子 保健、予防医療から退院後の支援など、幅広い分野で患者等への支援に取り組むこと。	・診療の前段階での保健活動や予防、退院後の在宅患者への対応など、市町村(保健分野)、福祉関係機関、N PO等との連携をさらに進めていくために、項目を追加。
	(2) 5病院のネットワークを活用した <u>診療協力体制の充実強化</u> 各県立病院の特長を活かした相互協力体制を <u>推進する</u> こと。 県立病院間における医師等の派遣などにより、医療供給体制の充実を図ること。	
	<u>(「情報の共有化と活用」は削除)</u>	(テレビ会議システムの導入と信州メディカルネットへの参加等、第1期で達成できたため削除)
4 人材の育成·確保と県内医療水準の向上への貢献 (1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実	3 人材の <u>確保・育成</u> と県内医療水準の向上への貢献	・まず確保、そして育成の順に整理。 [(1)は、機構内部のことを記載]
ア 研修体制の構築	(1) 医療従事者の確保と育成 ア 積極的な医療従事者の確保	・第1期の4の(1)のイから記載場所を変更。
(ア) 研修システムの構築 各県立病院の持つ特長を活かした <u>研修システムを構築し、研修体制を強化すること</u> により医師をはじめとする職員の知識・技術の向上を図ること。	働きやすい環境の整備、大学や他の医療機関との連携促進等を通じて、医師等の医療 従事者の確保に積極的に取り組むこと。	SI-MIN TO (-) OF THE BITTLE SINCE
(イ) 臨床研修医の <u>積極的な受入れ</u> 魅力ある研修システムを構築し、初期(卒後)臨床研修医及び後期(専門)臨床研修医の <u>確保に努め</u> 、県内医療機関への定着を図ること。	<u>イ 研修体制の充実</u> 各県立病院の特長を活かした <u>研修体制の充実を図り</u> 、全職員の知識・技術の向上を図る こと。	・第1期の4の(1)のアの(ア)から記載場所を変更。
(ウ) 認定資格等の取得の推進 認定看護師・専門看護師の資格取得を促し、看護水準の向上を図ること。 医療技術職を対象とした専門的な研修体制等を充実するとともに、病院機能の向上に資する認定資格の取得を奨励し、技術水準の向上を図ること。 (エ) 大学院等への就学支援	<u>ウ 医療技術等の向上</u> <u>認定資格の取得を促すなど、医師、看護師及び医療技術職員の医療技術の向上を図る</u> <u>こと。</u>	・第1期の4の(1)のアの(ウ)「認定資格等の取得の推進」と、 (エ)「大学院等への就学支援」を統合し、修正。
<u>県立病院で働きながら、大学院等で学べるシステムを導入して、医療従事者の資質の向上を図ること。</u>		

地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標 (素案)

第1期中期目標	第2期中期目標素案	考え方等
イ 医療従事者の確保 多様な勤務形態の導入及び診療等に専念できる環境の整備等を進め、医師をはじめと する医療従事者の確保に努めること。 ウ 医療関係教育機関等への支援 県立看護専門学校等の医療関係教育機関へ職員を講師として派遣するとともに、実習の 受入れ等を積極的に行い、県内医療従事者の育成に貢献すること。		
	(2) 県内医療に貢献する医師の育成と定着の支援	[(2)・(3)は、医師・看護師の育成は機構が行うが、定着は 全県内でというもの]
	新) <u>ア 信州型総合医の養成</u> 地域の医療現場で必要とされている、患者の全身を幅広く診療できる信州型総合医について、県立病院の特色を生かしたプログラムと研修システムの構築により、積極的に養成すること。	(新) で項目立て
	イ 臨床研修医の受入 <u>と育成</u> 魅力ある質の高い研修システムを構築し、初期臨床研修医及び専門研修医の <u>積極的な</u> <u>受入と育成を行い</u> 、県内医療機関への定着 <u>の支援</u> を図ること。	・第1期の4の(1)のアの(イ)から記載場所を変更。 ・育成にも力を入れていくため追加。
	<u>(3)信州木曽看護専門学校の運営</u> <u>信州木曽看護専門学校を運営し、地域医療を担う看護師を育成すること。</u>	・学校名等を明記。
	(4) 県内医療水準の向上への貢献 新)ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施	[(4)は、機構外の医療従事者への研修を記載]
	シミュレーション教育を活用した研修の積極的な実施等により、県内医療従事者の技術 水準の向上に貢献すること。 医師の研修等を行う信州医師確保総合支援センターの分室として、県と連携し研修等の 充実を図ること。	・第1期でも実施していたが、機構の役割として重要性が増しているため、新たに目標に追加。
(2) 医療に関する <u>調査及び研究</u>	イ 医療関係教育機関等への支援 <u>医療関係教育機関等</u> へ職員を講師として派遣するとともに、実習 <u>生</u> の受入等を積極的に 行い、県内医療従事者の育成に貢献すること。 (5) 医療に関する研究及び調査の推進	·第1期の4の(1)のウから記載場所を変更。
(2) 区僚に関する <u>副目及び切孔</u>	<u>の</u> 医療に関する <u>研究及び調査の推進</u> 新 <u>ア 研究機能の向上</u> 大学等との連携や科学研究費の活用等により研究の推進を図ること。	・医師の人材確保・育成、高度・専門医療の提供による 県内医療水準の向上に貢献するため、医療に関する研 究の推進の項目を追加。
ア <u>診療情報等の活用</u> 診療等を通じて得られる診療情報を医療の質の向上のために活用すること。また、他の 医療機関へも情報提供を行い、県内の医療水準の向上に努めること。 なお、個人情報の取扱いには十分留意すること。	<u>(削除)</u>	・電子カルテシステムの導入と信州メディカルネットへの 参加により第1期の目標を達成。
<u>イ</u> 地域への情報発信 県立病院で行った調査及び研究の成果をホームページや地域との懇談会等を通じて公開していくこと。	任 医療に関する <u>臨床研究</u> への参加 <u>医療に関する調査研究や治験</u> (国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験)などに積極的に参画し、医療水準の向上に資すること。 [日本のでは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、「大きな、」」とは、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな、「大きな	- 第1期の4の(2)のウから記載場所を変更。
ウ 医療に関する <u>試験研究</u> への参加 <u>治験</u> (国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験) <u>や医療に</u> 関する研究開発事業等に積極的に参加し、医療水準の向上に資すること。	ウ 地域への情報発信による健康増進への取組 県立病院で行った研究及び調査の成果をホームページや地域との懇談会等を通じて積 極的に公開し、 <u>県民の健康増進に役立てること。</u>	・第1期の4の(2)のイから記載場所を変更。調査研究の 成果を積極的に公開し、県民の健康増進に役立てるため追加。
(3) <u>看護師養成所の運営</u> <u>地域医療を担う看護師の育成及び確保を図るため、看護師養成所の運営を行うこと。</u>		(기교계)

地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標(素案)

地方独立行	政法人長野県立病院機構第2期中期目標(素系 <i>)</i>	
第1期中期目標	第2期中期目標素案	考え方等
3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供 (1) より安心で信頼できる医療の提供 ア 医療安全対策の実施 安全で安心な医療を提供するために、医療事故等を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。同時に、医薬品及び医療機器に係る安全管理体制を整備すること。 イ 患者中心の医療の実践 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。 患者に対する十分な説明と同意(インフォームド・コンセント)に基づいた医療サービスを提供するとともに、クリニカルパス(入院患者の治療計画を示した日程表)の適用を進め、患者や家族の負担軽減を図りながら効果的な治療を行うこと。 また、患者が安心できるセカンドオピニオン(診断や治療方法について主治医以外の医	4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供 (1) より安全で信頼できる医療の提供 ア 医療安全対策の推進 安全で安心な医療を提供するために、医療事故等を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。 院内感染防止対策を確実に実施すること。 イ 患者中心の医療の実践 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。	・医療法の改正により、医療事故発生時への対応が強化されたことから追加。 ・医薬品、医療機器に係る安全管理体制も医療安全対策に含まれるものとして整理。 ・「患者中心の医療の実践」は第1期を継続。 具体的な取組は、病院機構が作成する第2期中期計画に記載していくため、目標の記載内容を整理。
師の意見を聞くこと。)の実施に努めること。 ウ 適切な情報管理 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づき適切な情報管理を行うこと。 特にカルテなどの個人情報の保護を徹底するとともに、患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。 エ 電子化の推進	ウ 適切な情報管理 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づき適切な情報管理を行うこ と。	・「適切な情報管理」は第1期を継続。 カルテなどの個人情報については、病院機構が作成する 第2期中期計画に記載していくため、目標の記載内容を 整理。 ・1の(5) 医療におけるICT(情報通信技術)化の推進へ変
医療の質的向上や安全性向上のため、電子カルテシステムを順次導入し、業務の電子化を進めること。 <u>才 医療機器の計画的な更新・整備</u> 良質な医療を持続的に提供することができるように、資金計画を策定した上で医療機器の更新・整備を進めること。	<u>(削除)</u>	更・修正。 ・中期計画で期間中の投資額を記載するため、目標からは削除。
(2) 患者サービスの一層の向上 ア 診療待ち時間の改善 外来診療・検査等の待ち時間の改善に努め、患者サービスを向上させること。	(2) 患者サービスの一層の向上 <u>ア</u> 患者満足度の向上 <u>患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、診療待ち時間の改善など患者サービスの</u> <u>向上に努めること。</u>	・ア「診療待ち時間の改善」とイ「患者の満足度の向上」を 統合し、修正。
イ 患者の満足度の向上 患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、患者サービスの改善に努めること。 ウ 患者の利便性向上 クレジットカードによる料金支払いやコンビニエンスストアでの料金収納など、患者の利便 性の向上に資する取り組みを行うこと。 また、ホームページ等を通じて病院情報を積極的に公開すること。	イ 患者への診療情報の提供 ホームページ等を通じて臨床評価指標(クリニカルインディケーター)などの診療情報を積 極的に提供すること。	・クレジットカードによる料金支払い等は、第1期で導入済み。 ・「利便性の向上」のうち、診療情報の提供を重点とした記載に修正。
(3) 地域との協力体制の構築 ア ボランティア団体、市町村等との連携 県立病院への理解を深め、医療サービスの向上を図るため、地域やボランティア団体、 市町村等との連携を強化し、協力体制を構築すること。 また、積極的に広報活動を行って、地域住民の県立病院に対する理解を深めてもらう努力をすること。		・前段は、2の(1)の「地域の医療、保健、福祉関係機関等との連携」へ記載場所を変更。 ・後段の広報活動は、第3「業務運営の改善」の3の(3)へ記載場所を変更。
イ 病院運営に関する地域の意見の反映 県立病院の運営について、地域住民の意見を取り入れる組織を設置し、地域との積極的 な連携を図ること。		・第3「業務運営の改善」の3の(3)「外部意見の反映」として修正。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長である経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を活かして業務運営の改善・効率化に努めること。 <u>また、情報通信技術の活用についても鋭意努めること。</u>	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の強みである経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を <u>引き続き発揮し</u> 、 業務運営の改善・効率化に努めること。	・第1期は法人としての形を新しく作っていくことに重点を置く。第2期は、第1期の取組を継続し、安定的に運営していくことに重点を置いている。
1 <u>組織運営体制の構築</u> (1) 柔軟な組織・人事運営 医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるように、的確な組織・人事運営を行うこと。 (2) 聯員漢兄庶の息と	を行うこと。	・第1期の1の(3)「人事評価制度の構築」を統合。
(2) <u>職員満足度の向上</u> 職員の満足度が向上する働きやすい環境の整備に努めること。	(<u>削除)</u>	・2の(1)「病院経営に一体的に取り組むための職員意識の 向上」に統合。

地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標(素案)

地力强工11以広入支封宗工构院被博务 2 朔中朔日倧(糸采)————————————————————————————————————				
第1期中期目標	第2期中期目標素案	考え方等		
(3) <u>医療組織にふさわしい人事評価制度の構築</u> 医療組織に適した、職員の能力や業績を適正に評価する人事評価制度の構築を進める こと。	<u>(削除)</u>	・(1)「柔軟な組織・人事運営」に含む。		
(4) <u>多様な勤務形態の導入</u> <u>多様な勤務形態を導入して、医師をはじめとする医療従事者の人材確保を図ること。</u>	(2) 仕事と子育ての両立など多様な働き方の支援 仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組むなど、職員の 多様な働き方を支援するための環境整備を図ること。	・院内保育所の整備なども含むため、表現を修正。		
2 経営体制の強化	2 経営力の強化	・職員の専門性を高めることに力点を置くため表現を修正。		
(1) <u>病院運営への参画</u> <u>職員の業務改善に対する意欲を高めて、病院運営へ積極的に参画していく仕組みを作る</u> <u>こと。</u>	(1) 病院運営に一体的に取り組むための職員意識の向上 職員が意欲をもって働き、病院経営に積極的に参画していくための取組を推進すること。	│ ・「職員満足度の向上」を統合。 │		
(2) <u>権限と責任の明確化</u> 県立病院と病院機構本部の権限と責任を明確にして、迅速な意思決定ができるようにすること。	<u>(削除)</u>	・「柔軟な組織・人事運営」に含む。		
(3) <u>経営部門の体制強化</u> <u>経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応できる体制を充実強化すること。</u> <u>病院特有の事務に精通した職員を育成・確保して専門性の向上を図ること。</u>	(2) 経営部門の強化 医療環境の変化に的確に対応するため、経営能力の向上を図ること。	・体制強化は「柔軟な組織・人事運営」に含む。 職員の専門性を高めることに力点を置くため、修正。		
3 <u>業務運営の改善</u> (1) 業務運営に必要な指標の把握と活用	3 経営改善の取組 新)(1) 年度計画と進捗管理 PDCA手法を活用し年度計画の進捗管理を的確に行うこと。 (2) 収益の確保と費用の抑制	・年度計画の達成に向けた取組が重要なことから、項目を 新設。 ・(1)「業務運営に必要な指標の把握と活用」と(2)「効率的		
クリニカルインディケーター(臨床評価指標)等を整備し、その指標に基づいた医療提供と 病院経営が行える体制を構築すること。 (2) 効率的な予算の編成と執行 地方独立行政法人制度の特長を活かした、効率的・効果的な予算の編成と執行を行うこと。	業務運営に必要な指標の把握と活用などにより収益の確保を図るとともに、費用の抑制 に努めること。 (削除)	な予算の編成と執行」を統合し、修正。		
	(3) 情報発信と外部意見の反映 積極的な広報活動により、地域住民の県立病院に対する理解を深めてもらう取組を推進 すること。 外部の意見を取り入れる仕組みにより、地域の住民や関係機関との積極的な連携を図る とともに、業務の改善を行うこと。	・第1期の3の(3)のうち、「広報活動」と「地域意見の反映」 の記載場所を変更。		
(3) 病床利用率の向上 効率的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図ること。	(4) 病床利用率の向上 効率的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図ること。			
(4) <u>業務改善の評価</u> 各県立病院の業務改善の成果が適正に評価され、病院機構の定める基準に従い当該県 立病院に還元されるシステムを構築すること。	(<u>削除)</u>	・(1)「年度計画と進捗管理」へ統合。		
第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項			
病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、 県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。	病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、 県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。			
1 経常収支比率の均衡 中期目標期間内に経常収支比率100%以上を <u>達成</u> すること。	1 <u>経常黒字の維持</u> <u>中期目標期間の累計で</u> 経常収支比率100%以上を <u>維持</u> すること。	・第1期の「目標期間内に経常収支比率100%以上」は達成。第2期は、黒字の維持が目標。		
2 資金収支の均衡 中期目標期間内の資金収支を均衡させること。	2 資金収支の均衡 中期目標期間内の資金収支を均衡させること。			
第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する重要事項			
1 <u>こころの医療センター駒ヶ根整備事業の推進</u> 全面改築に着手したこころの医療センター駒ヶ根の施設整備を着実に進め、患者に対する治療、 療養環境の向上を図ること。	<u>(削除)</u>	・こころの医療センター駒ヶ根の整備、阿南病院耐震化 については、事業完了のため削除		
2 <u>阿南病院耐震化事業の推進</u> 下伊那南部地域唯一の病院である阿南病院について、東海地震等に備えた耐震化のための改 築を早期に進めること。	<u>(削除)</u>			